

## 業務委託仕様書

### 1 委託事業の名称

欧米ミドル富裕層をターゲットとした誘客促進事業

### 2 委託期間

契約締結日より令和8年2月20日（金）まで

### 3 委託事業の目的

今後訪日数の増加が見込まれる欧米の富裕層（特に、総資産が100万ドルから500万ドルを目安とし、着地の1人あたり旅行消費額が平均100万円以上の「ミドル富裕層」）を誘客するにあたり、訪問先としての仙台のニーズや需要の高いコンテンツの調査を実施し、高付加価値コンテンツとして有望な観光資源の磨き上げを行う。欧米富裕層の旅行手配を行う国内のランドオペレーター及び海外旅行会社等に向けた、コンテンツを活用したタリフやセールスツール等を作成し、今年度は主に米国市場を主とした欧米海外旅行会社へのセールスやウェビナー、メディア PR 等を通じて仙台・東北の認知度拡大を図り、広域観光をコンセプトとした具体的な誘致に繋げる。

### 4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

### 5 委託事業内容

#### (1) 海外旅行会社へのマーケットリサーチ

- ・米国を主とした欧米ミドル富裕層をターゲットとする海外旅行会社やトラベルデザイナー、コンシェルジュ等を対象に、仙台・東北を訪問先として検討するうえでの体験型コンテンツの需要等を含めたニーズや関心の有無、感触等を探るとともに、仙台・東北を選択肢として評価してもらうために必要な要素について、資料等を提示しながら調査を行う。
- ・調査においては、調査対象者、調査手法及び調査項目を提案すること。なお、調査形式はアンケートの活用やオンラインでの実施等も可能とし、インタビューは30分程度の想定とする。
- ・2か国以上（米国のほか、欧州から1か国以上）の海外旅行会社5社以上に実施すること。

※調査の実施にあたっては、公益財団法人仙台観光国際協会（以下、「協会」という。）と協議のうえ決定するが、提案時には想定の調査方法について提案すること。

## (2) コンテンツ調査

### ① デスクリサーチ

- ・「仙台旅先体験コレクション」を主として活用し、仙台市内及び仙台市内より車で片道2時間圏内の高付加価値コンテンツになり得るコンテンツを20個以上抽出したうえでデスクリサーチを行い、多言語の対応状況等のインバウンドの受け入れ手法や状況等をリストアップし、総合的な評価を行う。
- ・磨き上げにより更なる誘客拡大が見込まれるコンテンツのほか、既存の組み合わせによって新規コンテンツになり得る可能性も検討及び評価するものとする。

### ② 現地調査

- ・上記①の結果を経て、抽出したコンテンツから新規造成及び磨き上げに適したコンテンツを選定したうえで現地調査を実施し、調査結果や評価ポイントを集約したリスト及び報告書を作成し、提出すること。なお、現地調査においては、ターゲットに対して専門的な知見を持つ受託者または受託者が協業する有識者が調査すること。
- ・調査については最大2名及び2日程度とし、現地調査に必要な交通手段や宿泊、食事、体験等の手配は受託者にて手配し、旅費交通費等の費用は事業費に含めるものとする。
- ・調査対象のコンテンツについて、インバウンドの受け入れ手法や状況を現地にて詳細を確認すること。

## (3) コンテンツ造成

- ・上記(2)の調査を経て、新規造成及び磨き上げを含む5つ以上のコンテンツを造成すること。
- ・コンテンツ提供事業者のインバウンドに対する販売の意向は、受託者にて確認すること。

## (4) タリフ及びセールスツールの作成

- ・上記(2)～(3)の取り組みを踏まえたコンテンツの詳細(内容、料金、受付、受け入れ体制等)をコンテンツ提供事業者と調整のうえ、日本語及び英語のタリフを作成し、補足資料として仙台を中心とした地域紹介資料を含むセールスツールも作成すること。  
※ネイティブによる翻訳費用は計上とし、タリフは5つ以上作成するものとする。  
※提案においては、タリフやセールスツールの作成例を記載すること。
- ・タリフ及びセールスツールにおいて、ターゲットに対して視覚的に魅力を訴求するために、より洗練させた写真及び動画を使用すること。  
※可能な限り、現地における写真及び動画撮影を実施すること。  
※撮影においては、1泊2日で2名～3名の帯同を想定し、カメラマンの旅費交通費等は事業費に含めるものとする。なお、カメラマンは、仙台または東北のインバウンドへの魅力の訴求力に長けている地元事業者を優先的に選定すること。

(5) 海外メディア及び旅行会社へのマーケティング

①ニュースレター等の配信

- ・翌年度の春及び秋に向けた PR を想定し、米国を中心とする旅行会社やメディアに対してニュースレターや記事媒体等を2回以上配信する。
- ・ニュースレター配信に伴う媒体の選定や掲載期間ならびに資料作成等は、協会と協力して作成するものとするが、提案時には掲載媒体のイメージや費用等を具体的に明示すること。

※ネイティブによる翻訳費用は計上すること。

②セールスコールまたはウェビナー等の実施

- ・米国を主とした旅行会社4社以上に対し、上記(4)のタリフやセールスツールを活用したセールスコール、またはウェビナー等を2回以上実施する。なお、実施終了後に、参加者リストを作成し提出すること。

※他に有効な手段や手法等があれば、提案すること。

- ・旅行会社2社以上に対して令和8年度以降に向けた販路を構築すること。なお、うち1社以上は米国とする。

(6) 令和8年度以降の施策提案

受託者のネットワーク等を活用した、令和8年度以降の米国を主とする欧米の旅行会社やメディア等への認知度拡大及び誘客促進に向けた施策を1件以上提案すること。

※(5)②の結果を基に、報告書等を作成し、提出すること。

(7) 支援内容に係る報告

- ・支援内容の状況について、本業務の履行期間内は2か月ごとに書面での提出及び協会が指定する場所にて打ち合わせを行い、速やかに議事録を提出すること。

※打ち合わせの場合は、オンラインでの実施も可能とする。

- ・協会が指定する場所にて、中間報告会または支援終了後の報告会を実施すること。

(8) 業務全体に係る独自提案

その他、本事業の目的に合致し実現のために効果的と認められる業務、または必要となる取組がある場合は提案を行い、協会及び受託者が協議のうえ定める。

## 6 指標

実施内容または支援内容		KPI
		アウトプット
(1) 海外旅行会社へのマーケットリサーチ		2か国以上及び5社以上実施
(3) コンテンツ造成		5つ以上 ※新規造成・磨き上げ等を含む
(4) タarif及びセールスツール作成		5つ以上 ※セールスツール（仙台を中心とした他地域紹介を含む）を別途納品すること。
(5) 海外メディア及び旅行会社へのマーケティング	①ニュースレター等の配信回数	2回以上
	②セールスコールまたはウェビナー等の実施回数	4社以上及び2回以上 ※米国を主とする旅行会社対象
	②旅行会社への販路構築数	2社以上
(6) 令和8年度以降の施策提案件数		1件以上
(7) 実施状況報告		計4回以上（2か月1回以上） ※中間報告会または支援終了後の報告会等を含む。

## 7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

## 8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。